

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和4年1月7日

-253号-

消費生活**トラブル**情報

事例編

安くなるはずが！？

ネット回線の契約トラブル

相談事例

●●社(大手通信会社)の代理店と思わせる事業者から電話があり、ネット回線について勧誘された

プロバイダーを変更すると、インターネットの通信料が安くなりますよ



安くなるならお願いします
(●●社の代理店なら安心だ)

後日料金を確認すると…

不要なオプションなどが含まれており、かえって高くなっていた

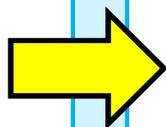


慌てて●●社に電話をすると、

そのような勧誘は行っていません



●●社との契約じゃないの？



※ インターネットの利用には、通信回線事業者だけでなく、回線に接続する事業者(プロバイダー)との契約が必要

プロバイダーとの契約等、インターネット回線に関する契約についてトラブルが起きています！

例

- ・ 大手通信会社からの電話だと思い契約したが、別業者との契約だった
- ・ 「今より安くなる」と言われたのに安くならなかった
- ・ 変更しなければならぬというような説明を受けて契約したが、変更は不要だった

アドバイス編

は次のページ(裏面)に！

参考：独立行政法人国民生活センターHP (https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2020_12.html)
(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20180726_1.pdf)

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間

[月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間

[月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

安くなるはずが！？ネット回線の契約トラブル



アドバイス

◆ 勧誘された事業者名(連絡先)、契約内容を確認しましょう

- ・ 大手通信事業者や、現在契約中の事業者と思わせる口ぶりで勧誘されることがあります

◆ 現在の契約内容もよく確認し、比較検討しましょう

- ・ 現在契約しているサービスの料金や、解約時に費用が発生しないか
- ・ 勧誘された契約内容の方が高額になることもあります

◆ 契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに申し出ましょう

- ・ 電気通信サービスは、電気通信事業法の「初期契約解除制度」の対象です



初期契約解除制度 (電気通信事業法)

契約書面を受け取った日を初日として8日以内であれば、契約を解除できる制度

※ 利用した分のサービス料、契約解除までに行われた工事費用、事務手数料については支払う必要があります！

勧誘を受けても、
その場で即決しない！



電気通信サービスは、特定商取引法の適用外であり、クーリング・オフ制度は使えません！

参考：独立行政法人国民生活センターHP (https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2020_12.html)
(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20180726_1.pdf)

県内で詐欺被害が発生しています！

手口を知っていたのに還付金詐欺の被害に遭ってしまったケースも…



- ・ ATMで還付金の手続きができる
- ・ 電子マネーカードを買って番号を教える

一人で判断しない！

電話やメールでお金のお話がいたら、まずは詐欺を疑い、**家族や警察に相談**しましょう

参考：山口県警察本部「防犯情報」

消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど